

名寄市民文化センター（東館）基本使用料及び暖房料並びに冷房料

利用区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大会議室	使用料	1,512円	1,944円	2,376円	5,832円
	暖房料	864円	864円	864円	2,592円
大会議室 A	使用料	756円	972円	1,188円	2,916円
	暖房料	432円	432円	432円	1,296円
大会議室 B	使用料	756円	972円	1,188円	2,916円
	暖房料	432円	432円	432円	1,296円
小会議室	使用料	324円	432円	540円	1,296円
	暖房料	216円	216円	216円	648円
会議室	使用料	432円	648円	756円	1,836円
	暖房料	324円	324円	324円	972円
市民工芸室	団体使用料	1,188円	1,728円	1,944円	4,860円
	個人使用料	108円	108円	216円	432円
	暖房料	756円	756円	756円	2,268円
厨房（食堂）	使用料	月額 44,280円			
多目的ホール	使用料	4,104円	5,832円	6,588円	16,524円
	暖房料	2,484円	2,484円	2,484円	7,452円
調理実習室	使用料	1,188円	1,620円	1,836円	4,644円
	暖房料	648円	648円	648円	1,944円
生活研修室	使用料	1,512円	1,944円	2,376円	5,832円
	暖房料	864円	864円	864円	2,592円
生活研修室（A）	使用料	756円	972円	1,188円	2,916円
	暖房料	432円	432円	432円	1,296円
生活研修室（B）	使用料	756円	972円	1,188円	2,916円
	暖房料	432円	432円	432円	1,296円
営農研修室	使用料	648円	864円	1,080円	2,592円
	暖房料	432円	432円	432円	1,296円
視聴覚研修室	使用料	1,188円	1,620円	1,836円	4,644円
	暖房料	648円	648円	648円	1,944円

備考

- 1 冷房期間は、7月1日から8月31日までとし、暖房期間は、10月15日から4月30日までとする。ただし、これらの期間外において暖房及び冷房を使用する場合にも暖房料及び冷房料を徴収する。
- 2 時間区分の利用時間は、会場準備から終了後の後片付けに要する時間も含む。
- 3 市民工芸室の個人利用の場合は、暖房料を徴収しない。
- 4 営利のための商品の宣伝又は展示を目的として利用する場合の使用料は、基本使用料の10割増とする。
- 5 利用者が営利を目的として次に掲げる表の左欄に定める額の入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料に同表の右欄に定める割合を乗じた額を基本使用料に加算した額とする。

入場料等の額	割合
1,029円以下	5割
1,030円以上2,057円まで	10割
2,058円以上3,086円まで	15割
3,087円以上	20割

- 6 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。
- 7 時間区分に定めのない時間に超過して利用した場合は、12時から13時までの間の利用については、午後の使用料（附属設備及び備付物件の使用料並びに暖房料及び冷房料を含む。以下この項において同じ。）の3割に相当する額を、17時から18時までの利用については、夜間の使用料の3割に相当する額を、22時以降の利用については超過1時間（1時間未満の場合は1時間とする。）につき、夜間の使用料の3割に相当する額を徴収する。午前9時以前に利用する場合は、1時間につき夜間の使用料の3割に相当する額を徴収する。